

- 1 条例第5条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録の件数  
2, 314件（令和元年度末）
- 2 条例第13条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求
  - (1) 条例第14条第1項の請求書による開示の請求の処理状況

区分	開示の請求	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	請求拒否	取 下 げ
件数	251件	74件	137件	0件	37件	3件

注 1 「請求拒否」とは、開示の請求に係る個人情報を保有していない等のため、開示の請求を拒否したものである。

2 「取下げ」とは、保有個人情報の提供等により、請求が取り下げられたものである。

- (2) 条例第14条第1項の請求書による開示の請求の実施機関別内訳

区 分		件 数
知 事	危機管理部	0件
	政策創造部	0件
	経営戦略部	5件
	県民環境部	30件
	保健福祉部	4件
	商工労働観光部	3件
	農林水産部	14件
	県土整備部	1件
	監察局	16件
	出納局	0件
	南部総合県民局	35件
	西部総合県民局	1件
	計	109件
議会		0件
教育委員会		3件
選挙管理委員会		0件
人事委員会		5件
監査委員		3件
公安委員会		0件
警察本部長		131件
労働委員会		0件

収用委員会	0件
海区漁業調整委員会	0件
内水面漁場管理委員会	0件
公営企業管理者	0件
病院事業管理者	0件
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	0件
合 計	251件

(3) 条例第26条第1項の規定による口頭による開示の請求の実施機関別内訳

区 分		件 数
知 事	危機管理部	4件
	保健福祉部	20件
	商工労働観光部	6件
	計	30件
教育委員会		1,587件
人事委員会		105件
警察本部長		2,252件
合 計		3,974件

注 条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報と定めているのは、上記の4実施機関のみである。

3 条例第28条第1項の規定による訂正の請求

条例第29条第1項の請求書による訂正の請求の処理状況

区 分	訂正の請求	処 理 状 況		
		訂 正	非 訂 正	取 下 げ
件 数	1件	0件	1件	0件

4 条例第35条第1項の規定による利用停止の請求

利用停止の請求は、ありませんでした。

5 事業者における個人情報の不適正な取扱いに対する措置

事業者に対する措置は、ありませんでした。